



2019年2月11日号

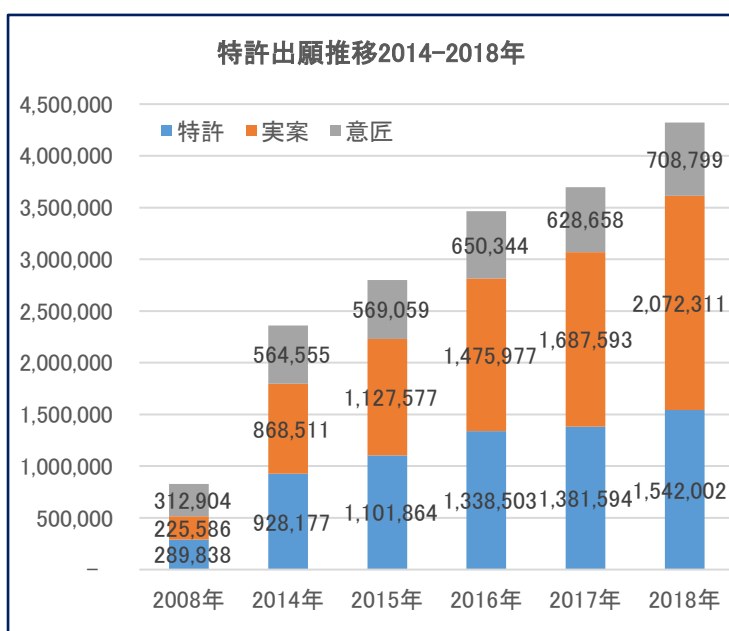
目次

(W&B No. 201903CY)

1. 2018年度中国特許・商標出願状況発表(2019年1月10日)
2. 2018年度地方政府知識産権局での特許紛争状況(2019年1月10日)
3. 「市場支配的地位の濫用行為を禁止する規定」の改正に関する意見募集(2019年1月14日)

【1】2018年度中国特許・商標出願状況発表(2019年1月10日)

国家知識産権局は、1月10日付、昨年の組織再編後、最初の2018年度知的財産関連統計の発表会を開催した。従って、今回から商標関連の統計データも併せて報告されている。

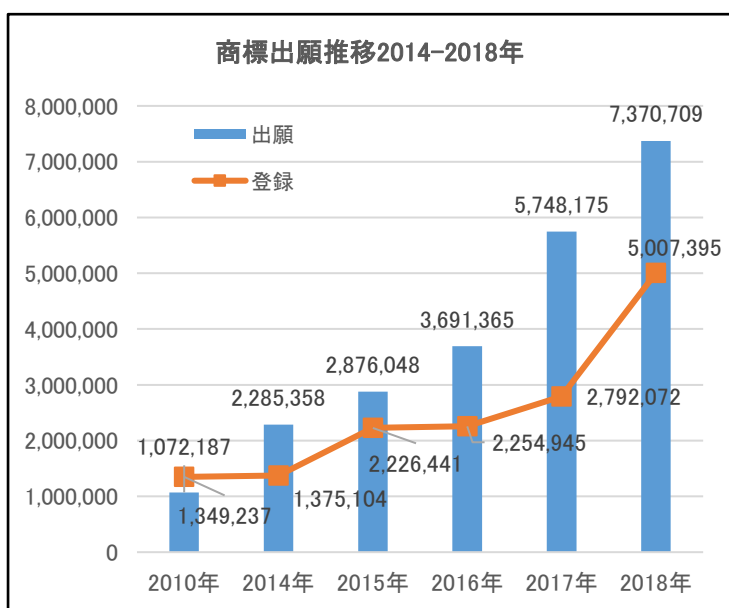


2018年の特許出願は、発明特許 154.2 万件(前年比+12%)、実用新案特許 207.2 万件(同+23%)、意匠特許 70.9 万件(同+13%)、合計 432.3 万件で、前年比 17%増加した。

登録は、発明特許 43.2 万件(前年比+2.8%)、実用新案特許 147.9 万件(同+51.9%)、意匠特許 53.6 万件(同+21.1%)、合計 244.7 万件で、前年比 33%増加した。中国企業の登録特許取得トップ 3 社は、華為技術(3,369 件)、中国石油化工(2,849 件)、広東欧珀移动通信(2,345 件)である。

PCT 出願は 5.5 万件で 94%が中国国内からの出願で 45%は広東省からの出願となっている。

特許出願不服審判請求は 3.8 万件(同+12%)、内、審決 2.8 万件。特許無効取消請求は 5 千件(同+9%)、内審決 4 千件である。



2018年の商標出願は 737 万件(前年比+28%)、登録は 501 万件と審査スピードが 6 か月に上がったこともあり、前年比+79%と大きく増加した。マドプロ国際出願は 6.8 万件(同 1.5%増)、登録は 8.1 万件である。

商標出願異議申立は 11.6 万件(同+60%)、同裁定は 6.6 万件。商標出願再審請求は 28 万件(同+61%)、同裁定は 6.6 万件。登録商標無効取消請求は 3.1 万件(同+36%)、同裁定は 2.2 万件。

地理的表示登録件数は 961 件、集積回路配置設計登録は 3,815 件であった。

参考サイトは下記の通り。

<http://www.cnipa.gov.cn/twzb/gjzscqj2018nzygztjsjjygqkxwfbk/index.htm>

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1135326.htm>

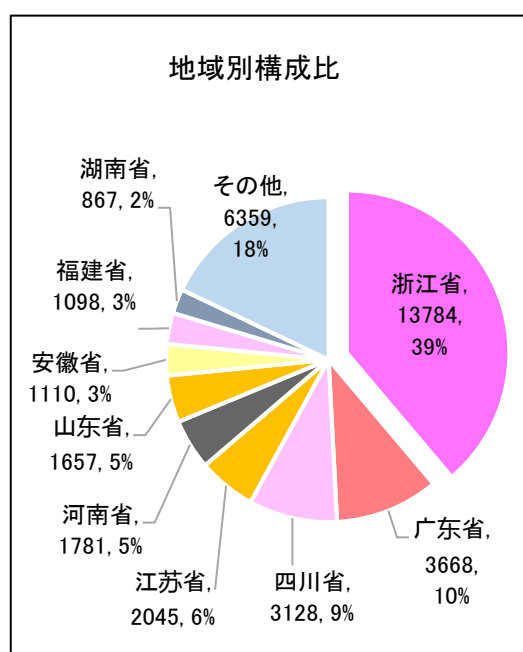
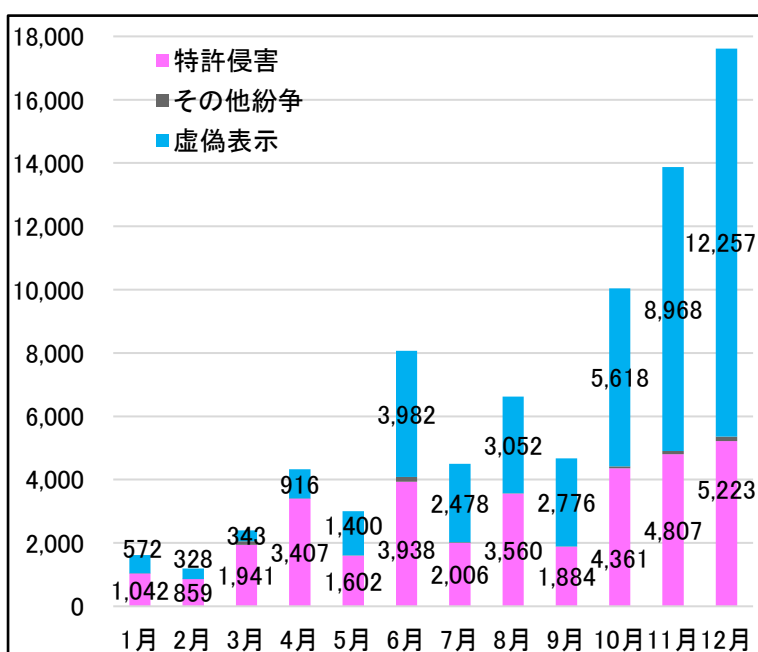
<http://www.cnipa.gov.cn/docs/2019-01/20190129105822724812.pdf>

【2】2018年度地方政府知識産権局での特許紛争状況((2019年1月10日)

国家知識産権局は同じく知的財産権の保護についても発表しており、中国国内での特許行政執行法に基づく処理件数が7.7万件で前年比15.9%増加している。その中で、特許紛争事件3.5万件(前年比22.8%増)、特許虚偽表示事件4.3万件(同10.9%増)である。なお、商標違

法処罰事件3.1万件で5.5億元(約93億円)に及んでいる。

下記の表は2018年度特許紛争行政事件に関するものであるが、10月以降急増を示しており、特許侵害の申立も増えている。



【3】「市場支配的地位の濫用行為を禁止する規定」の改正に関する意見募集(2019年1月14日)

国家市場管理監督総局は行政改革による組織変更などに対応して各種規定の調整を行っており、独占禁止法(中国名:反独占法)にかかり、2011年に導入された「市場での支配的地位の濫用行為を禁止する規定」の改正案を公示し、2月15日まで意見募集した。現行

規定に対して多くの判断基準が追加されており、ご参考まで仮訳でご紹介する。

参考サイトは下記の通り。

http://samr.saic.gov.cn/gg/201901/t20190114_280278.html

市場支配的地位の濫用行為を禁止する規定(仮訳)

(意見募集稿)2019年1月18日

第一章 総則

第1条 市場支配的地位の濫用行為を防止及び抑制するため、中華人民共和国独占禁止法(以下、「独占禁止法」と略称)に基づき、本規定を制定する。

第2条 中華人民共和国の国内経済活動における市場支配的地位の乱用行為について、本規定を適用する。中華人民共和国の国外の市場支配的地位行為については、国内市場の競争に排除・制限の影響を生じた場合に、本規定を適用する。

第3条 国家市場監督管理総局(以下、「市場監督総局」

と略称)は、市場支配的地位の濫用行為に対する独占禁止法の業務を担当する。

市場監督総局は、各省、自治区、直轄市の市場監督管理部門(以下、「省クラス市場監督部門」と略称)に、当該行政区域内での、市場支配的地位の濫用行為に対する独占禁止法の業務を担当する権限を与える。

本規定で言う独占禁止法機構には、市場監督総局と省クラス市場監督部門が含まれる。

第4条 市場監督総局は直接又は関連する省クラス市場監督部門を指定して、下記に掲げる市場支配的地位の被疑濫用行為を調査することができる:

- (1)省を超えて、自治区、直轄市の市場支配的地位の被疑濫用行為;
- (2)事件が比較的複雑或いは全国的に重大な影響のある市場支配的地位の被疑濫用行為;
- (3)市場監督総局の直接調査或いは関連する省クラス市場監督部門の調査が必要と認定する市場支配的地位の被疑濫用行為。

省クラス市場監督部門は市場支配的地位の被疑濫用行為を市場監督総局の調査範囲に属すると気づいた場合、速やかに市場監督総局に案件を移管する必要がある。省クラス市場監督部門は自らの管轄範囲に属する案件に対して、市場監督総局の管轄が必要であると判断する場合、市場監督総局に決定を仰ぐことができる。省クラス市場監督部門は事件の管轄に異議が生じた場合、市場管理総局に決定を仰ぐ。

省クラス市場監督部門の市場支配的地位の濫用行為の調査が他の省、自治区、直轄市に及ぶ場合、関連省クラス市場監督部門に調査の協力を求めることができる。

第5条 市場管理総局は省クラス市場監督部門に本規定に基づき市場支配的地位の被疑濫用行為の調査を委託することができる。

省クラス市場監督部門はその法定権限内において、下級市場の監督部門に本規定に基づき市場支配的地位の被疑濫用行為の調査を委託することができる。

委託を受けた市場監督部門は委託範囲内で、委託機関の名義で調査を実施するものとし、他の行政機関、組織或いは個人に調査の再委託をしてはならない。

第二章 市場支配的地位の濫用行為の認定

第6条 市場支配的地位とは、事業者が関連市場において商品の価格、数量或いはその他の取引条件を制御できる、或いは関連市場に参入する他の事業者の市場での能力に障害や影響することができる事業者を指す。

本条で言う、その他の取引条件とは、商品の価格、数量以外に市場取引に実質的な影響を与える他の要素を指し、商品の品種、商品の品質、支払条件、提供方法、アフターサービス、取引オプション、技術の制約などを指す。

本条でいう、他の事業者が関連市場に参入する能力に障害、影響できるとは、その他の事業者が関連市場に参入することを排除する、或いはその他の事業者が合理的な期間内に関連市場への参入を遅延させる、或いはその他の事業者が関連市場に参入できたが参入コストが大幅に高くなったこと、現在の事業者と有効な競争などができないことなどを指す。

第7条 事業者の市場支配的地位を有すると認定する場合、下記に掲げる要因に基づかなければならない:

- (1)当該事業者の関連市場での市場シェアや関連市場での競争の状況;

市場シェアとは、一定期間における事業者の特定の商品販売額、販売数など、関連市場に占める割合を指す。

関連市場の競争状況を分析し、関連市場の発展状況、現在の競争者の数と市場シェア、商品の差異の程度、技術の推移、潜在的競争者の状況などを考慮しなければならない。

- (2)当該事業者の販売市場或いは原材料調達市場を支配する能力:

事業者の販売市場或いは原材料調達市場を支配する能力する場合、当該事業者の販売ルート或いは調達ルートの支配能力、価格・数量・契約期間或いはその他の取引条件に影響或いは決定能力や企業生産経営に必須の原料、半製品、部品及び関連設備など素材を優先に獲得する能力を考慮しなければならない。特に、当該事業者が一定期間にわたり、他の競合者、顧客、消費者の行動と反応から相当程度独立することができるか否かである。

(3)当該事業者の資金力と技術条件。

事業者の資金力と技術条件を認定する場合、当該事業者の資産規模、財務力、収益力、融資力、研究開発力、技術装備、技術のイノベーションと応用力、保有する知的財産権などから当該資金力と技術条件は何らかの方法と水準で当該事業者の業務を拡張できるかを考慮しなければならない。

事業者の資金力や技術条件の分析の認定においては、その関連者の資金力と技術的条件も同時に考慮しなければならない。

(4)他の事業者の当該事業者に対する取引上の依存度。

他の事業者の当該事業者に対する取引上の依存度を認定する場合、他の事業者と当該事業者間の取引関係、取引量、取引継続時間、その他の取引先に変更する難易度などを考慮しなければならない。

(5)他の事業者の市場に参入する難易度。

他の事業者の市場に参入する難易度を認定する場合、市場参入障壁(Market Access)制度、必須施設保持状況、販売ルート、資金と技術要件、消費習慣や参入コストなどを考慮しなければならない。

(6)当該事業者の市場支配的地位に関連するその他の要因の認定。

インターネットなどの新経済業態の事業者の市場支配的地位を認定する場合、本条第1項の要因に基づく時、関連業界での競争の特徴、ビジネスモデル、ネットワーク効用、技術特性、市場イノベーション、関連データ状況や事業者の関連市場での市場力など考慮しなければならない。

知的財産権分野で事業者の市場支配的地位の有無を認定する場合、本条第1の要因に基づく時、関連技術技術(標準)の代替性、技術(標準)の更新、標準の制定及び開発状況などを考慮しなければならない。

第8条 以下に掲げる状況の1つがある場合、事業者に市場支配的地位があると推定することができる:

- (1)一つの事業者の関連市場のシェアが1/2に達する場合;
- (2)二つの事業者の関連市場のシェアを合計して2/3に達する場合;

(3)三つの事業者の関連市場のシェアを合計して3/4に達する場合。

前項第2項、第3項に規定の状況がある場合、その中の事業者の市場シェアは1/10に満たない場合、当該事業者に市場支配的地位があると推定してはならない。

事業者に市場支配的地位があると推定される場合で、市場支配的地位がないことを立証する証拠がある場合、それを市場支配的地位があると認定してはならない。

第9条 二つ以上の事業者に市場支配的地位があると認定する場合、第7条の規定する要因に基づく以外に、関連商品の特性、関連市場の透明性、事業者の行動の一致性などの要因を考慮しなければならない。

第10条 市場支配的地位のある事業者は経済活動において、市場支配的地位の濫用、競争の排除・制限することを禁止する。

第11条 市場支配的地位のある事業者は不公平な高値で商品を販売或いは不公平な安値で商品を購入することを禁止する。

「不公平な高値」と「不公平な安値」を認定する場合、以下に掲げる要因を考慮しなければならない:

- (1)販売価格或いは購入価格が明らかに高い或いは低いかどうかは、他の事業者の同一或いは類似する市場条件下での同種商品の販売や購入或いは比較できる商品の価格;
- (2)販売価格或いは購入価格が明らかに高い或いは低いかどうかは、同一事業者が他の同一或いは類似する市場条件地域で販売或いは購入する商品価格;
- (3)コストが基本的に安定している状況下での正常な範囲での販売価格の引き上げ或いは購入価格の引き下げ;
- (4)販売商品の値上げ幅が明らかにコスト増加幅より高いかどうか、或いは購入商品の値下がり幅が明らかに取引相手のコスト低下幅を上回っているかどうか。
- (5)その他の関連要素を考慮する必要。

市場条件が同一或いは類似と認定する場合、販売ルート、需給状況、監督管理環境、貿易リンク、コスト構造、取引状況などの要因を考慮しなければならない。

第12条 市場支配的地位のある事業者は正当な理由なく、コストを下回る価格で商品を販売することを禁止す

る。

本条で言う、「正当な理由」には以下に掲げる項目が含まれる：

- (1) 値下げがされた生鮮商品、季節性商品、有効期限が切れる商品と在庫商品の場合；
- (2) 債務の清算、転業、廃業のための値下げ販売商品の場合；
- (3) 新製品拡販の販売促進の実施場合；
- (4) 正当な行為と証明できるその他の理由がある場合。

第 13 条 市場支配的地位のある事業者は正当な理由なく、下記に掲げる方法を通じて取引相手との取引することを拒絶することを禁止する：

- (1) 取引相手との既存の取引の数量を削減すること；
- (2) 取引相手との既存の取引を引延し、中断すること；
- (3) 取引相手との新しい取引を拒否すること；
- (4) 取引相手との取引が難しくなるように制限的条件を設けること；
- (5) 取引相手に生産事業活動中の合理的条件としてその必須施設を使用することを拒否すること。

本条で言う「正当な理由」には以下に掲げる項目が含まれる：

- (1) 取引相手に深刻で不良な信用記録がある、或いは経営状況が悪化しているなどの状況が生じ、安全な取引に影響を及ぼす可能性がある場合；
- (2) 取引相手が他の事業者から合理的な価格で同種の商品、代替商品を購入できる、或いは合理的な価格で他の事業者の商品を販売できる場合；
- (3) 取引相手との取引が事業者の利益を不当に減損させる場合；
- (4) 正当性を証明できるその他の理由がある行為である場合。

本条第 1 項第(5)項を認定する場合、合理的な追加投資建物の投入で、追加開発建物の可能性、取引相手の生産及び運営活動を効果的に遂行するための当該施設への依存度、事業者の施設を提供する可能性、自社の生産・運営活動への影響などの要因を包括的に検討しなければならない。

第 14 条 市場支配的地位のある事業者は正当な理由なく、以下に掲げる制限的取引行為を行うことを禁止す

る：

- (1) 取引相手はその取引しかできないとの制限；
- (2) 取引相手はその指定事業者との取引しかできないとの制限；
- (3) 取引相手は競争関係にある事業者と取引してはならないとの制限；
- (4) 取引条件を変えて設定し、取引相手との取引することを制限。

上記の制限的取引行為は直接制限することができるし、他の方法で間接的に制限することもできる。

本条で言う「正当な理由」には以下に掲げる項目が含まれる：

- (1) 製品の品質と安全を保証する場合；
- (2) ブランドイメージ或いはサービスレベルを向上させる場合；
- (3) コストの顕著な削減、効率の向上とともに恩恵を消費者と共有する場合；
- (4) 正当性を証明できるその他の理由がある場合。

第 15 条 市場支配的地位のある事業者は正当な理由なく商品の抱合せ販売、或いは取引時に他の不合理な取引条件を付加することを禁止する：

- (1) 取引慣例、消費習慣などに反し、或いは商品の機能を見下し、異なる商品をまとめ販売或いは組合せ販売すること；
- (2) 異なる商品を抱合せ販売し、取引相手を抱合せ商品に対する依存度と使用習慣を向上させること；
- (3) 契約期間、支払方法、商品の輸送及び引渡方法或いはサービスの提供方法などに不合理な制限を付加すること；
- (4) 商品の販売地域、販売対象、アフターサービスなどに不合理な制限を加えること；
- (5) 取引において価格以外に不合理な費用を付加すること；
- (6) 取引条件とは無関係の取引条件を付加すること。

本条で言う「正当な理由」には以下に掲げる項目が含まれる：

- (1) 業界の慣例と取引習慣に合致する場合；
- (2) 製品の安全性を満足するために必須の関連行為を要求する場合；

(3)技術を達成するための必須の関連行為を実施する場合；

(4)正当性のあるその他の理由がある場合。

第 16 条 市場支配的地位のある事業者は正当な理由なく、条件が同一の取引相手に対する取引条件に以下に掲げる差別待遇を実施することを禁止する。

(1)異なる取引価格、数量、品種、品質等級を実施すること；

(2)異なる数量割引などの優遇条件を実施すること；

(3)異なる支払条件、引渡方法を実施すること；

(4)異なる保証の内容と期限、修理内容と時間、部品供給、技術指導などのアフターサービスの条件を実施すること。

条件が同一とは、取引相手における規模と能力、信用状況、取り巻く取引リンク、取引安全などの面で実質的に影響のある取引の差がないことをいう。

本条で言う「正当な理由」には以下に掲げる項目が含まれる：

(1)異なる取引相手との取引コストに実質的な違いがある場合；

(2)取引相手の実際の需要に基づくとともに取引習慣と業界の慣例に基づき、異なる取引条件を実施している場合；

(3)正当性を立証できるその他の理由がある場合。

第 17 条 独占禁止法執行機構は本規定第 12 条から第 16 条でいう「正当な理由」を認定する場合、以下に掲げる要因を総合的に考慮しなければならない：

(1)関連行為は事業者が自社の正常な事業活動及び正常な効率に基づいて実施したものか否か；

(2)関連行為は取引相手或いは消費者のための利益になるよう実施したものか否か；

(3)関連行為による事業者の業務の発展、将来への投資、イノベーションに影響について；

(4)関連行為による経済効率、社会公共の利益及び経済発展に影響について；

(5)関連行為は関連市場での現在の或いは潜在的競争を排除或いは深刻な制限をするものか否か。

第 18 条 市場監督総局は他の市場支配的地位の濫用行為を認定する場合、下記に掲げる条件に合致しな

ければならない：

(1)事業者には市場支配的地位がある；

(2)事業者は排除、制限的競争行為を実施している；

(3)事業者は正当な理由のない関連行為を実施している；

(4)事業者の市場競争に対する関連行為には排除、制限の影響がある。

第三章 市場支配的地位の濫用行為の調査

第 19 条 独占禁止法執行機構は、職権、或いは通報、上級機関の委嘱、その他の機関からの移送、下級機関の報告などを通じて、市場支配的地位の被疑濫用行為を発見する。

第 20 条 市場支配的地位の被疑濫用行為に対して、いずれの単位（訳者注：法人や団体などを指す）及び個人は独占禁止法執行機関に通報する権利を有する。独占禁止法執行機構は通報者の秘密を保持しなければならない。

第 21 条 通報は書面で、下記に掲げる内容を含まなければならない：

(1)通報者の基本的状況。通報者が個人の場合、氏名、住所、連絡先などを提出しなければならない。報告者が単位の場合、名称、住所、連絡先などを提出しなければならない；

(2)通報を受けた者の基本的状況。事業者名、住所、主な従事業界、生産する製品或いは提供するサービスなどを含む；

(3)市場支配地位の被疑濫用行為の関連事実。被通報者が法律、法規及び規則に違反し市場支配的地位の被疑濫用行為の事実並び行為に関連する日時、場所などを含む；

(4)関連する証拠。書類証拠、物証、証言、視聴資料、電子データ、鑑定意見などを含み、関連証拠には証拠提供者の署名と証拠の出所を明記しなければならない；

(5)同一事実が既に他の行政機関に通報或いは人民法院に訴訟を起訴されているか否か。

書面による通報かつ関連事実と証拠が提出された場合、独占禁止法執行機構は必要な調査を行わなければならない。

第 22 条 独占禁止法執行機構は市場支配的地位の被疑濫用行為に必要な調査を経て立案の可否を決定する。

省クラス市場監督部門は立案日から 10 営業日以内に市場監督総局に報告しその記録をとどめなければならない。

第 23 条 独占禁止法執行機構は市場支配的地位の被疑濫用行為の調査をする場合、以下に掲げる措置を採らなければならない：

- (1)調査を受ける事業者の事業所或いはその他の関係場所に入り検査を行う；
- (2)調査を受ける事業者、利害関係或いはその他の関係単位や個人に尋問し、関係状況について説明を求める；
- (3) 調査を受ける事業者、利害関係或いはその他の関係単位や個人の関連証明書、合意書、会計帳簿、業務通信、電子データなどの文書、資料を検査し、複写する；
- (4)関連証拠を差押え、押収する；
- (5)事業者の銀行口座を調べる。

前項規定の措置を採った場合、本機構の主要責任者に書面で報告するとともに承認を経なければならない。

第 24 条 独占禁止法執行機構は市場支配的地位の被疑濫用行為の調査をする場合、執行人は少なくとも 2 名でなければならない、かつ法執行証書を提示しなければならない。

第 25 条 法執行者は当事者及びその他の関係単位と個人に尋問することができる。尋問は個別に行わなければならない。尋問では調書を作成しなければならない、尋問調書は被尋問者に照合を受けなければならない。読むことができない場合、それを読み上げなければならない。調書に誤りや漏れがある場合、それを訂正或いは補充を許可しなければならない。訂正部分には被尋問者の署名、捺印或いは他の方法で確認されていなければならない。誤りがないことを確認した後、被尋問者は調書の頁毎に署名、捺印或いはその他の方法で確認する。法執行者は調書に署名しなければならない。

第 26 条 独占禁止法執行機構及びその職員は法執行中に知り得た営業秘密に対しては秘密保持義務を負う。

第 27 条 調査を受けた事業者、利害関係者或いはその

他の関係単位や個人は、独占禁止法執行機関に協力し、法に基づく職責を履行しなければならない、独占禁止法執行機関の調査を拒絶、阻害してはならない。

独占禁止法執行機関は法に基づき実施する調査に対して、提出を拒否、提出した関連資料や情報が不完全、或いは虚偽の資料や情報を提出、或いは証拠を隠匿、廃棄、移転、或いはその他の調査を拒絶・阻害する行為がある場合、「独占禁止法」第 52 条の規定に基づき処理する。

第 28 条 調査を受けた事業者や利害関係者は意見を陳述する権利を有する。

調査を受けた事業者は独占禁止法執行機関の調査事項について弁明意見を提出する権利を有する。

独占禁止法執行機構は調査を受けた事業者や利害関係者の提出した事実、理由と証拠について事実を確認しなければならない。

第 29 条 市場支配的地位の被疑濫用行為の事業者は調査を受ける期間に調査を中止する申請を提出し、独占禁止法執行機関の認める期限内に行為の結果を取除くための具体的な措置を講じる約定をすることができる。

調査の中止を申請は書面で提出するとともに以下に掲げる事項を記載しなければならない：

- (1)市場支配的地位の濫用行為の事実；
- (2)行為の結果を取り除く具体的な措置の約定；
- (3)約定を履行する期限；
- (4)約定に必要なその他の内容。

第 30 条 独占禁止法執行機構は、調査を受けた事業者の約定に基づき、行為の性質、継続時間、結果、社会的影響、事業者の約定した措置及びその予想効果などの具体的な状況を考慮して、調査の中止を決定することができる。

以下に掲げる状況の場合、独占禁止法執行機構は調査の中止を決定してはならない：

- (1)市場支配的地位の被疑濫用行為の事実が明らかで証拠が決定的ある場合；
- (2) 市場支配的地位の被疑濫用行為が競争の排除、制限の効果が既に発生しているとともに除去が難しい場合；
- (3)事業者の提出した約定の改善措置では結果を除去

できない場合。

第 31 条 独占執行機構は調査の中止を決定した場合、調査中止決定書を作成しなければならない。調査を中止する決定書は、調査者を受けた事業者の違法事実、具体的約定内容、影響を除去する具体的な措置、期限及び不履行或いは部分履行後の法律結果などの内容を記載しなければならない。

第 32 条 調査の中止を決定した場合、事業者は規定された期限以内に独占禁止法執行機構に約定履行進捗状況の書面を提出して報告しなければならない。

独占禁止法執行機構は事業者に対して約定の履行状況の進捗を監督する。

第 33 条 独占禁止法執行機構は事業者は既に約定を履行したことを確定する場合、調査の終了を決定するとともに調査終了決定書を作成することができる。

調査終了決定書は調査者を受けた事業者の市場支配的地位の濫用行為の事実、行為結果の除去措置、約定履行状況、監督状況などの内容を記載しなければならない。

以下に掲げる状況の一つがある場合、独占禁止法執行機関は調査を再開しなければならない：

- (1)事業者が約定を未履行或いは不完全履行の場合；
- (2)調査を中止した事実根拠に重大な変化が発生した場合；
- (3)調査の中止決定が事業者の提出した不完全或いは不真実の情報に基づいてなされた場合。

第四章 市場支配的地位の濫用行為の処理

第 34 条 独占禁止法執行機構は、市場支配的地位を被疑濫用行為の事実を調査後、市場支配的地位の濫用行為を構成すると認定する場合、法に基づき行政処罰の決定を下すとともに行政処罰決定書を作成しなければならない。

行政処罰決定書には事業者の状況、事件の出所及び調査経過、違法事実及び関連証拠、事業者の陳述した意見状況及びその意見の処理、行政処罰の根拠と決定などの内容を記載しなければならない。

第 35 条 独占禁止法執行機構は行政処罰の決定を下す前に、事業者に行政処罰の決定を下す事実、理由、根拠及び処罰の内容を通知しなければならない。法に基づく陳述権、弁明権を有することを通知し、聴聞条件に合致する場合は、聴聞を要求する権利があることも通知しなければならない。

第 36 条 省クラス市場監督部門は、市場支配的地位の濫用行為の調査の中止を決定し、調査終了決定或いは行政処罰の通知をする前に、市場監督総局に処理意見案を報告しなければならない。

省クラス市場監督部門は調査を受けた事業者の調査中止決定書、調査終了決定書或いは行政処罰決定書を通達する場合、10 営業日以内に市場監督総局に報告しその記録をとどめなければならない。

第 37 条 独占禁止法執行機構は法に基づき調査中止決定、調査終了決定、行政処罰決定を下す場合、社会に公示しなければならない。

第 38 条 独占禁止法執行機構が本規定に基づき下した行政処罰決定に不服がある場合、法に基づき行政再審の申請或いは行政訴訟を提起することができる。

第 39 条 独占禁止法執行機関の従業員が本規定に違反し、職権の乱用、職権怠慢、私情不正或いは法執行中に知り得た営業秘密を漏洩し、犯罪を構成する場合、法に基づき行政処分を下し、犯罪の嫌疑がある場合は司法機関に移送し処理する。

第五章 付則

第 40 条 本規定に市場支配的地位の濫用行為に対する調査、処罰手続きが規定されていない場合、「中華人民共和国行政処罰法」、「市場監督管理行政処罰手続き暫定規定」、「市場監督管理行政処罰聴取暫定弁法」の関連規定に基づき執行する。但し、時効、立案、案件管轄の規定に関連する場合、「市場監督管理行政処罰手続き暫定規定」、「市場監督管理行政処罰聴取暫定弁法」を適用しない。

第 41 条 本規定は市場監督総局が解釈の責めを負う。

第 42 条 本規定はx年x月x日より施行する。

コメントは個人の見解であり事務所の統一の見解でないことにご理解ください。

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

